

中央調達に係る監督及び検査に関する達 (装備本部達8号。18. 7. 31)の一部改正について

現行

第18条 品質監査を完了した場合には、適合又は不適合の判定を行い、適合と判定した場合の監督官印の押印及び監督証票の表示等については、省略するものとする。

改正の趣旨

品質信頼性確認は、品質監査の一部分についての確認であるため、適合又は不適合の判定を行わない。

改正箇所

第18条 品質監査を完了した場合には、適合又は不適合の判定を行い、適合と判定した場合の監督官印の押印及び監督証票の表示等については、省略するものとする。

なお、本部長が別に定める場合には、適合又は不適合の判定を行わないものとする。

施行時期

平成26年7月1日～